

第3期草津市地域福祉計画 (一部改定版)

～ 地域共生社会の実現に向けて ～

平成30年3月

草 津 市

目 次

1 計画見直しの位置づけ	
1) 改定の背景と目的.....	1
2) 計画期間.....	2
2 計画見直しの考え方	
1) 草津市の地域共生社会実現に向けた考え方.....	3
2) 「第3期草津市地域福祉計画」の見直しの範囲.....	5
3 計画の見直し内容	
1) 計画の位置づけ.....	7
2) 他の計画との関係.....	8
3) 計画の基本体系.....	10
資料.....	13

1 計画見直しの位置づけ

1) 改定の背景と目的

本市では、平成28年3月に、平成32年度までの5年間を計画期間とする「第3期草津市地域福祉計画」を策定し、市や住民、各種団体等がそれぞれの役割を担い、協力しながら地域福祉を推進しています。

国においては、「地域共生社会」※1を実現するため、平成29年2月に厚生労働省から示された「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」に基づき、社会福祉法の一部改正を含む「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に公布され、平成30年4月1日から施行されることとなりました。

今回の社会福祉法の改正において、地域共生社会の実現に向け「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備を進めるため、同法の市町村地域福祉計画に関する規定が見直され、新たに、地域福祉計画を福祉の各分野における共通事項を定める計画として位置づけることとされました。

- ◆ 社会福祉法において新たに地域福祉計画に盛り込むべきとされた事項
 - 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 包括的な支援体制の整備に関する事業を実施する場合には、事業に関する事項

こうした中で、平成29年度は、本市の地域共生社会の実現への取組を個別分野で進めていく、高齢者福祉計画・介護保険事業計画（草津あんしんいきいきプラン）および障害者計画および障害福祉計画の次期計画の策定や障害児福祉計画の策定等を行うことから、それらの計画と整合性を図りながら、福祉の各分野における共通事項を定め、地域共生社会実現に向けた取組を進めるための上位計画に位置付けるため、「第3期草津市地域福祉計画」の見直しを実施することとします。

※1 地域共生社会…制度分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと

2) 計画期間

「第3期草津市地域福祉計画」の計画期間は、平成28年度から平成32年度の5年間です。今回の見直しは、国の法改正に伴い、本市が目指す地域共生社会を実現するため、福祉の各分野における共通事項を定め、関連計画の上位計画として位置付けるための見直しであることから計画期間の見直しは行わないこととします。

今後、国における更なる制度の見直しや「生活困窮者自立支援法」の改正内容も踏まえ、「第4期草津市地域福祉計画」を策定することとします。

■「第3期草津市地域福祉計画」および関連計画の期間

計画名	年度									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
草津市総合計画	第5次計画(H22~32)									
	第1期		第2期(H25~28)				第3期(H29~32)			
草津市健幸都市基本計画							H29~34			
草津市地域福祉計画	第2期(H23~27)					第3期(H28~32)				
草津市地域福祉活動計画 (草津市社会福祉協議会)	第1次	第2次(H24~28)				第3次(H29~33)				
草津あんしんいきいきプラン	第4期	第5期 (H24~26)		第6期 (H27~29)		第7期 (H30~32)				
草津市障害者計画	前期 計画	後期計画(H24~29)					第2次(H30~35)			
草津市障害福祉計画	第2期	第3期 (H24~26)		第4期 (H27~29)		第5期 (H30~32)				
草津市障害児福祉計画							第1期 (H30~32)			
草津市次世代育成 支援対策地域行動計画	後期計画(H22~26)									
草津市子ども・子育て 支援事業計画						(H27~31)				
健康くさつ21	第1次		第2次(H25~35)							

2 計画見直しの考え方

1) 草津市の地域共生社会実現に向けた考え方

① 国の動き

国においては、平成27年9月に今後の福祉の方向性を示す「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」※2が取りまとめられました。さらに、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」※3において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されるとともに、地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、同年7月に厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。そして平成29年2月には、当面の改革工程が示され、その中で、今後、制度改正や報酬改定により体制整備を行い、2020年代の初頭には『我が事』『丸ごと』の全面展開を目指すこととされています。

② 本市の現状

本市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしたいという願いを実現するために、地域福祉を推進する全ての人や団体等がその実現に向け、互いに協力していくための指針として「第3期草津市地域福祉計画」を策定し、「10年先、あるいは20年先の未来を想像し、それぞれの地域の個性を生かしながら、そこに住むすべての人が力を合わせ、共に生き、共に支え合うことができるまち」に向けた取組を進めています。

※2 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン…地域社会を取り巻く環境の変化により、福祉ニーズが多様化・複雑化していることから、これらの課題を解決するため、厚生労働省に設置された「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」が平成27年9月に発表した、地域の福祉サービスに係る新たなシステム構築に向けた構想

※3 ニッポン一億総活躍プラン…一億総活躍社会（女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した人も、障害や難病のある人も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる全員参加型の社会）の実現を目指し、平成28年6月に閣議決定された中長期的な政策や工程表を盛り込んだ計画

高齢分野では、支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組みとして、「地域包括ケアシステムの構築」を、障害者の分野では、障害の有無にかかわらず、それぞれの個性と人格を尊重し、地域の中で共に自立し支え合う社会の実現に向けた取組を進めています。

また、子育て分野では、子どもたちの健やかな成長と子育てを社会全体で応援するまちに向けた取組を進めています。

③ 地域共生社会の実現に向けて

現在、福祉の各分野では、それぞれが、「住み慣れた地域で安心して生活できるまち」を目指し取組を進めているところですが、高齢者をはじめ、障害者や子育て家庭などにおいて、複合的な課題がある人や世帯が増加しており、各分野ごとの取組だけでは解決できない課題が増えています。

こうした中で、本市では、多様化していく地域課題を解決し住みよいまちを築いていくため、「草津市協働のまちづくり推進計画」に基づき、協働のまちづくりを推進しています。現在、協働のまちづくりにおける「自助・共助・公助」の観点を基本に、高齢者を地域で包括的に支える仕組みとして推進している地域包括ケアシステム※4を、高齢者だけではなく、障害者や子育て家庭、生活困窮者※5など支援を必要とするすべての人が、その人に合った支援を切れ目なく包括的かつ継続的に受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みとして広げていくことで、地域共生社会の実現を目指します。

※4 地域包括ケアシステム…ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと

※5 生活困窮者…現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人

2) 「第3期草津市地域福祉計画」の見直しの範囲

「第3期草津市地域福祉計画」では、「「地域力」のあるまち草津 未来へつなぐ地域福祉 人にやさしい福祉のまち」を基本理念に掲げ、「人づくり」「基盤づくり」「仕組みづくり」の3つの基本目標を定め、様々な施策を位置付けるとともに、3つの基本目標を越えて一体的に推進していくべき4つの重点プログラムを設定しています。

国が目指す「地域共生社会」の実現に向けた方向性は、「第3期草津市地域福祉計画」の理念や目標として既に盛り込んでいるところですが、今回の社会福祉法の一部を改正する法律の改正内容を踏まえ、「地域共生社会の実現に向けた取組」を一体的に推進していく必要があることから、平成29年度に次期計画を策定している「草津あんしんいきいきプラン（草津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」、「草津市障害者計画」、「草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画」において、共通して取り組むべき事項を定め、関連計画の上位計画として位置づけるための見直しを行います。

また、「草津市子ども子育て支援事業計画」については、次期計画策定時に地域共生社会の実現に向けた取組等の位置づけを検討します。

① 計画の基本体系について

「基本理念」「基本目標」については、本市が目指す「地域共生社会」の実現には欠かせないものであり、今回の社会福祉法の改正の趣旨に沿った内容であることから、見直しは行わないこととします。また、4つの「重点プログラム」については、引き続き3つの基本目標を越えて一体的に推進していくこととしますが、今回の社会福祉法の改正の趣旨に基づき、「地域共生社会」の実現に向け取り組む必要があることから、新たに重点プログラムとして設定することとします。

② 社会福祉法の一部改正を受けて計画に盛り込むべきとされた事項に係る見直しについて

ア 地域福祉計画を福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけること

他の福祉分野にも共通して取り組むべき事項を盛り込むことから、地域福祉計画を、他の福祉関連計画の上位計画として位置づける見直しを行います。

イ 地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項

地域福祉計画には、基本理念の実現を目指し、基本目標に様々な施策が位置付けられています。しかし、それらの施策は必ずしも福祉の各分野で共通したものとなっていないことから、草津市が目指す地域共生社会を共通認識し、その実現のため共通して取り組むべき事項を、地域福祉計画に明確に位置付けることとします。

ウ 包括的な支援体制の整備に関する事業を実施する場合には、事業に関する事項

地域住民が抱える生活課題に関し地域での身近な相談窓口として、民生委員・児童委員をはじめ、市では、地域包括支援センター※6や地域子育て支援センター※7などの相談窓口を設置しており、地域福祉計画においても、基本目標の「基盤づくり」では「相談・対応ネットワーク体制の充実」を、「仕組みづくり」では「相談体制の充実」を基本施策に位置づけ、相談体制の充実を図っています。

複合的な生活課題を抱える人や世帯が増加する中で、今後、地域共生社会の実現を目指すためには、「我が事・丸ごと」の体制整備を進める必要があることから、行政だけではなく身近な相談窓口においても、総合的な相談体制づくりが必要であり、本市の状況に応じた体制づくりについて検討を進めます。

※6 地域包括支援センター…地域の高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していく機関

※7 地域子育て支援センター…子育ての不安感・負担感の解消や家庭の養育力の向上を図るため、保育園等の資源を活用し、施設の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行う子育て支援施設

3 計画の見直し内容

1) 計画の位置づけ

「第3期草津市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、第107条には計画に盛り込むべき事項が規定されています。

今回の改正を踏まえて、福祉の各分野に関し共通して取り組むべき事項を定め、上位計画として位置づけます。

●社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画） <下線部分が新たに追加された内容>

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（5） 前条第1項各号に掲げる事業（※）を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

※第107条第1項第5号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

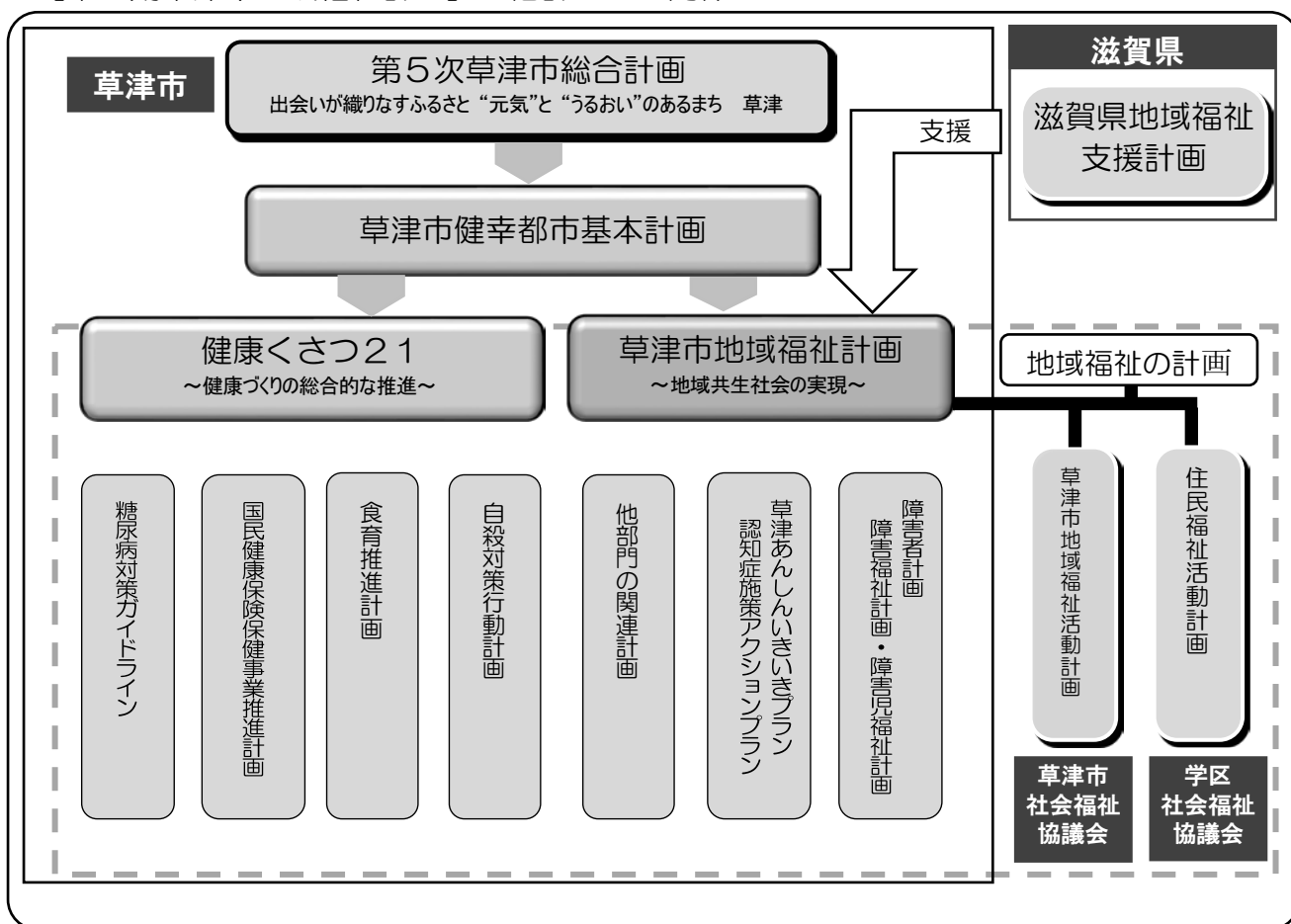
（1） 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

（2） 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

(3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2) 他の計画との関係

【第3期草津市地域福祉計画】と他計画との関係



「第3期草津市地域福祉計画」は、「第5次草津市総合計画」を上位計画とし、基本構想で掲げるまちづくりの基本方向の1つである『「あんしん」が得られるまちへ』を実現するための計画としての性格を持つことに変更はありませんが、平成29年3月に「草津市健幸都市基本計画」を策定するとともに、「第5次草津市総合計画第3期基本計画」のリーディングプロジェクト※8として、「健幸都市づくりの推進」を位置づけ、健幸都市づくりの取組を進めています。

「草津市健幸都市基本計画」は、市民が生きがいをもち、健やかで幸せに暮らし続けられるまちを、「草津市地域福祉計画」では、「地域福祉」を推進することですべての人が安心して暮らし続けられるまちをみんなで創っていくことを目指しており、地域福祉計画における取組は、「草津市健幸都市基本計画」の「ひとの健幸づくり」の分野で進める「支え合いのコミュニティづくり」を推進しています。

また、「第3期草津市地域福祉計画」の見直しにおいて、他の福祉分野も共通して取り組むべき事項を盛り込むことから、他の福祉関連計画の上位計画として明確に位置づけ、「地域共生社会」の実現を目指します。

※8 リーディングプロジェクト…第5次総合計画の基本構想および第3期基本計画に基づく草津市のまちづくりを先導、けん引するために、第3期基本計画期間において推進していく重点方針

3) 計画の基本体系

基本体系で示す「基本理念」「基本目標」等は踏襲することとしますが、地域共生社会の実現を目指し、「地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項」および「包括的な支援体制の整備に関する事項」を記載するとともに、3つの基本目標を越えて一体的に推進していくべき重点プログラムとして、「地域共生社会の実現に向けた取組を進めます」を新たに設定します。

基本理念:「地域力」のあるまち草津

未来へつなぐ地域福祉 人にやさしい福祉のまち

- 地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項
- 包括的な支援体制の整備に関する事項

重点 プログラム

- 1 地域の中で活動する人をひろげます。
- 2 住民同士の暮らしに根ざした交流を深めます。
- 3 地域包括ケアシステムの構築に向けた仕組みづくりを進めます。
- 4 生活困窮者の暮らしを守り、災害への備えを進めます。
- 5 地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

① 地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項

今回の社会福祉法の改正において、地域福祉の推進に関し、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項」を定めることとされました。

本市においては、地域共生社会の実現に向け、現在、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みとして構築している地域包括ケアシステムを、地域で困難を抱えるすべての人が安心して暮らし続けられる包括的な支援体制として整備できるよう、共通して取り組むべき事項として次の事項を定めます。

- 世帯全体の様々な課題を包括的に把握・対応する体制の構築
- 分野横断的な福祉サービスの展開
- 産学公民連携した取組の推進
- 市役所内の各部局を横断した連携体制の構築

② 包括的な支援体制の整備に関する事項

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、本市においても、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者を支援するため、包括的で分野横断的な支援を行う「くらしのサポートセンター」※9を開設して対応しています。今後、より多様化、複雑化する福祉ニーズに対応できるよう、生活困窮者に限らず複合的な課題を抱えた人たちへの対応を行うため、福祉の総合的な相談体制の強化について、新たに追加する重点プログラムに位置づけ、検討を進めます。

③ 新たに追加した重点プログラム

「第3期草津市地域福祉計画」では、そこに住むすべての人が力を合わせ、共に生き、共に支え合うことができるまちを目指し、「人づくり」「基盤づくり」「仕組みづくり」の3つの目標を掲げ、分野ごとの取組みだけではなく、一体的に推進していくべき取組を重点プログラムとして設定しています。

この中で、重点プログラム3として「地域包括ケアシステムの構築に向けた仕組みづくりを進めます」を掲げ、まず高齢分野で、住み慣れた地域でその人に合った様々な支援が切れ目なく包括的かつ継続的に受けられる仕組みづくりを重点的に進めることとしています。

本市では、今後この仕組みをすべての困難を抱える人を支える仕組みへと広げることで、地域共生社会の実現を目指していくことから、既に本計画に位置づけている分野横断的な施策を一体的に進めるため、新たに重点プログラムを追加し、「地域共生社会」の実現を目指した取組を推進します。

※9 くらしのサポートセンター…経済的な問題など生活上の困難に直面している人に対し、地域で自立して生活が行えるよう、生活困窮者自立支援法に基づき設置している相談窓口で、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を実施

重点プログラム5

地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

現状と課題

現在進めている地域包括ケアシステム（重点プログラム3）は、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスを切れ目なく、一体的に提供し、高齢者の地域生活を支える仕組みとして構築を目指しています。

しかしながら、地域における課題は、高齢者のみに留まらず、複合的な問題を抱える人や世帯への対応が求められており、分野横断的な包括した支援体制の構築が必要です。

今後目指す方向

高齢者、障害者、子どもなど地域に住むすべての人が、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現に向けて、地域包括ケアシステムを「困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組み」に深化・推進させるため、住民自らが地域課題を「我が事」と捉え、解決に取り組む地域づくりを進めるとともに、これまでの対象者ごとの福祉サービスについて、複合的課題に対して包括的支援ができるよう、「縦割り」から「丸ごと」への転換を推進します。

- 福祉、教育、就労など分野横断的な相談体制の構築に向けた連携
 - ・複合的な問題を抱えるすべての人や世帯に対応する総合相談窓口の設置
- 地域住民が主体的に公的支援と協働して地域課題の解決を試みるための体制整備
 - ・生活支援コーディネーター※10 や地区担当保健師等による地域への専門的支援
 - ・住民が主体的に地域における生活課題を解決するため、分野を超えて総合的に検討する場の仕組みづくり
- 共生型サービス※11 などの分野横断的な福祉サービスの展開
- 社会参加・生涯活躍社会の構築に向けた取組の推進

※10 生活支援コーディネーター…地域の支え合い・助け合い体制の構築に向けた取組を推進するために、既存の取組・組織等も生かしながら、資源開発、関係者のネットワークの構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等のコーディネータ機能を担う人

※11 共生型サービス…障害者が65歳以上になっても使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点等から、平成30年4月に創設された、通所介護、訪問介護、短期入所生活介護等の高齢者や障害児者が共に利用できるサービス

(資料)

●社会福祉法（抄）

※下線部分が新たに追加された内容

【「市町村地域福祉計画」に関する部分】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業（※）を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（※）第106条の3第1項（下記参照）

【「地域福祉の推進」に関する部分】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日

常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等により、その解決を図るよう特に留意するものとする。

第10章 地域福祉の推進

第1節 包括的な支援体制の整備

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行うものを含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- （1） 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- （2） 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- （3） 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- （4） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- （5） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業

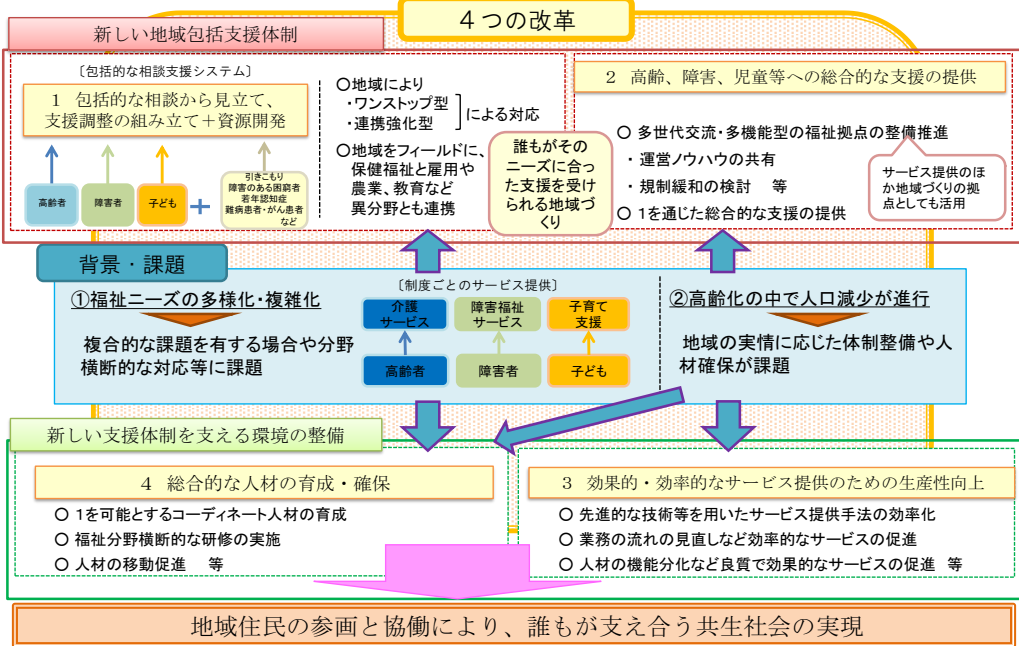
（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)



「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化；高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

- ◆更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

草津市第3期地域福祉計画
(一部改訂版)

発行：草津市

担当課：滋賀県草津市草津三丁目13番30号

健康福祉部健康福祉政策課

TEL 077-561-6889

FAX 077-561-2482